

令和6年度 随意契約の公表(人権ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの随意契約

【人権ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	姉妹都市ベルビュー市との交流推進に向けた八尾市PR動画制作業務	令和6年11月12日	株式会社MWV	奈良県橿原市今井町一丁目7番18号	550,000円	当該事業者は、動画撮影および動画編集などの専門的な知識や経験を有しており、かつ本市で行われている芸術文化関連事業の動画制作等を多数手がけ、八尾市のPR情報にも精通していることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクトチーム	八尾市立柱人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本計画策定等支援業務	令和6年12月4日	株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所	大阪市中央区今橋3丁目1番7号日本生命今橋ビル	10,285,000円	当該業務についてはプロポーザル方式により事業者を募集し、選定を経て当該事業者が優先交渉権者となった。当該事業者は、本事業の趣旨をよく理解し、また企画提案力や金額等について総合的に優れており、本事業を委託するにあたって最もふさわしい事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
山本出張所	八尾市立山本コミュニティセンター受水槽内鋼材交換修繕	令和7年2月7日	株式会社アスウェル	大阪府羽曳野市伊賀5丁目1番4号	1,362,350円	当該事業者は、本施設の建物総合管理業務を受託しており、施工管理上工期の短縮と修繕費の節減が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)
山本出張所	八尾市立山本コミュニティセンター給水加圧ポンプ修繕	令和7年3月10日	松村設備工業株式会社	八尾市高安町北1丁目113番地	682,000円	トイレ、手洗いと水道の給水にかかわるポンプの故障につながる異常が発生し、図書館併設の施設でもあり、多くのコミュニティセンター利用者に多大な影響が予想されることから早急な修繕を実施するものです。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
市民課	出張所統合端末運用支援作業委託	令和6年10月1日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	844,800円	本庁設置分に係る住基ネット運用支援保守業者である本相手方は、住民基本台帳ネットワークシステムとデータ連携を行う本市住民基本台帳システムの開発業者であり、本市の住民基本台帳ネットワークシステムの構成を熟知している。 保守管理や資産の適用、障害発生時の対応等においては、本庁、出張所のネットワークシステムの構成等に精通した本相手方でしか迅速かつ安全・確実な作業が履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書コンビニ交付システム標準化対応(住基・印鑑)業務委託	令和6年10月3日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	9,768,000円	本相手方は現行の証明書コンビニ交付システムの開発業者かつ運用保守業者であり、また、住民基本台帳システムに係る標準準拠システムの構築業者である。 本件業務は、住民基本台帳システムが標準化へ移行した際の証明書のレイアウトを証明書コンビニ交付システムへ取り込みのうえ、設計・製作作業を実施する等、標準準拠システム移行後の住民基本台帳システムと密接に関連する業務である。 現行の証明書コンビニ交付システム及び住民基本台帳システムに係る標準準拠システムを開発、構築する本相手方でしか、安全かつ確実な作業が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	住民基本台帳法改正(振り仮名の法制度化)に係るシステム改修作業委託	令和6年11月28日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	27,865,200円	本相手方は現行の住民基本台帳システム及び証明書コンビニ交付システムの開発業者かつ運用保守業者であり、また、住民基本台帳システムに係る標準準拠システムの構築業者かつ標準準拠システムに対応する証明書コンビニ交付システムの構築業者である。 本件業務は、住民基本台帳システムが標準化へ移行した後に施行される事業であり、標準準拠システムへパッケージ資産等の適用を行うものである。 上記標準準拠システムを開発、構築する当該業者でしか、安全かつ確実な作業が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	戸籍システム振り仮名法改正通知対応業務委託	令和6年11月29日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,958,000円	本業務について、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を記載した通知の送付するにあたって、仮の振り仮名の登録及び対象者リストの出力等を行うための戸籍システムの改修を行うにあたり、戸籍システムの開発業者である本相手方のみ履行が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	住民基本台帳法改正(振り仮名の法制度化)に係るシステム改修作業(戸籍の附票)委託	令和6年12月19日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	6,798,000円	本相手方は現行の戸籍総合情報システム及び証明書コンビニ交付システムの開発業者かつ運用保守業者であり、標準準拠システムに対応する証明書コンビニ交付システムの構築業者である。 本件業務は、現行の戸籍総合情報システムへパッケージ資産等の適用を行うものである。 上記システムを開発、構築する本相手方でしか、安全かつ確実な作業が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	住基システム標準化に伴う住基ネットCSサーバ連携切替作業委託	令和7年2月20日	富士通Japan(株)	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,100,000円	本相手方は住民基本台帳ネットワークの運用保守業者であり、また、住民基本台帳システムに係る標準準拠システムの構築業者である。 本件業務は、住民基本台帳システムが標準化へ移行した際の連携作業として、住民基本台帳ネットワークシステム内のIPアドレス等の設定変更や疎通確認、住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムとのデータ整合性確認等、多岐に渡るものである。 現行の住民基本台帳ネットワークシステムのネットワーク環境を熟知しており、標準準拠システムを開発、構築する本相手方でしか、安全かつ確実な作業が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)